

家内労働法のあらまし

1 家内労働者や委託者とは、次の要件を備えた者です。

・家内労働者とは

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）から委託を受けること。
（近所の一般家庭からセーター編みや洋服の仕立てを頼まれる場合は、家内労働者とはなりません。）
- ② 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
（物品の販売などのセールスマン、運送などの仕事をする者は家内労働者とはなりません。）
- ③ 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- ④ 主として、労働の対価を得るために働くものであること。
（大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合は家内労働者とはなりません。）
- ⑤ 自己ひとり、または同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。




・委託者とは

- ① 製造・加工業者や販売業者（問屋など）またはこれらの請負業者（請負的仲介人を含む。）であること。
- ② その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
（電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者となりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託するときは委託者とはなりません。）
- ③ 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- ④ 家内労働者に直接仕事を委託すること。
（直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合や、下請け企業に委託する場合には、委託者とはなりません。）

2 委託者は、家内労働者に家内労働手帳の交付し、委託をするつど記入しましょう。

委託者と家内労働者の間の無用なトラブルが生じないように、必要な事項を記入することが定められています。

家内労働手帳のモデル様式


-  伝票式家内労働手帳 様式第1 [「基本委託条件の通知」](#)
-  伝票式家内労働手帳 様式第2 [「注文伝票」](#)
-  伝票式家内労働手帳 様式第3 [「受入伝票」](#)

3 工賃は、1か月以内に支払しましょう。

- * 工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合は、銀行その他の金融機関の預金口座へ振込みにより支払うことができます。
- * 工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から、また工賃締切日がある場合はその締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- * 最低工賃が定められている業種にあっては、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 帳簿を営業所に備え付けましょう。

委託者は、家内労働者ごとに氏名や工賃支払い額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

-  様式第4号 [「帳簿」](#)

5 安全および衛生に関する措置をとりましょう。

・委託者が講ずべき危害防止措置について

委託者が委託業務に関して一定の機械器具または原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、これらによる危害を防止するため、委託者において「家内労働法施行規則」で定める次のような措置を講じなければなりません。

- ① プレス機械などへの安全装置の取付け
- ② 安全装置などの規格具備の確認
- ③ 機械・器具への防護措置
- ④ 危害防止のための書面の交付など
- ⑤ 有害物についての容器の使用など

・家内労働者が講ずべき危害防止措置について

家内労働者は、委託者から譲渡、貸与、提供を受けたもの以外の機械・器具を使用するときには、安全装置の取付け、構造規格適合の確認、防護措置などについて、委託者が講ずべき措置に準ずる措置を講じるように努めなければなりません。

加えて、家内労働者または補助者は、次のような措置を講じなければなりません。

①設備などの設置

- ・設備などを設置しなければならない業務

業 務	設備または装置
有機溶剤などを取り扱う業務	蒸気発散源の密閉設備、局所排気装置、換気装置または排気筒
有機溶剤などを吹き付ける業務	局所排気装置
鉛などを取り扱う業務	局所排気装置 全体換気装置または排気筒
研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物、金属を研ま、ばり取り、裁断する場所における業務	局所排気装置または粉じん発散源の湿潤化装置

②保護具などの使用

- ・保護具などを使用しなければならない業務

業 務	保護具など
運転中の機械の刃部における切粉払いまたは切削剤を使用する業務	ブラシ
運転中の機械に頭髮または被服が巻き込まれるおそれのある業務	帽子または作業服
ガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務	ガスまたは蒸気にあつては防毒マスク、粉じんにあつては防じんマスク
皮膚に障害を与える物品などを取り扱う業務	塗布剤、不浸透性作業衣または手袋
強烈な騒音を発する業務	耳せん

③危険物取り扱い

- ・危険物の種類と守らなければならない事項

物 品	守らなければならない事項
発火性の物品	みだりに、火気その他点火源のおそれのあるものに接近させ、酸化をうながす物もしくは水に接触させ、加熱し、または衝撃を与えないこと。
酸化性の物品	みだりに、分解がうながされるおそれのあるものに接触させ、加熱し、摩擦し、または衝撃を与えないこと。
引火性の物品	みだりに、火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、もしくは注ぎ、蒸発させ、または加熱しないこと。
可燃性のガス	みだりに発散させないこと。

④危害防止のための書面の交付など

家内労働者は、委託者から交付された書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

これは、家内労働者または補助者が書面を参照しながら作業するためだけでなく、家族にも緊

急の際の応急措置などについて、十分知ってもらう必要があるからです。

また、家内労働者または補助者は、書面の注意事項を守るように努めなければなりません。

☞ 委託者や家内労働者が安全および衛生に関する措置をとらない場合には、栃木労働局長や労働基準監督署長は、危害を防止するために委託や受託を禁止したり、機械・原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

6 上記のほかにも、家内労働法を遵守しましょう。

①就業時間について

家内労働者が過剰に長時間働くことで、健康を害したり同業者との過当競争により工賃単価が低下するなどの弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は家内労働者や補助者が長時間の労働をしなければならぬように委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

②委託の打切りの予告について

委託者は、同じ家内労働者に6か月以上継続して委託している場合に、その委託を打ち切ろうとするときはただちにその旨を家内労働者に予告するよう努めなければなりません。

☞ お知らせ

委託状況届の提出をお願いします。

委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を最寄りの労働基準監督署に提出することになっています。

➡ 「様式第2号 [委託状況届](#)」

・ 家内労働者に関する資料は、厚生労働省ホームページへ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/hourei/